6　競争参加資格の確認申請書等の提出　本競争への参加を希望する者は、入札説明書に記載する申請書類を提出すること。
⑴　提出先（担当部署）　〒282―8601　千葉県成田市古込字古込１－１ＮＡＡビル　成田国際空港株式会社　財務部門　調達部　調達管理グループ　電話：0476―34―5484　e-Mail：chotatsu@naa.jp
⑵　提出期間　5⑴に同じ。
7　技術提案書及び参考見積書の提出　参加資格者は、以下のとおり技術提案書及び参考見積書を提出すること。なお、参考見積書の提出は競争参加に必要な条件ではない。
⑴　提出先　6⑴に同じ。
⑵　提出期限
参考見積書：令和８年12月25日（金）午前11時
技術提案書：令和９年１月22日（金）午前11時
8　入札執行の日時及び場所
⑴　日時　令和９年２月26日（金）午前11時から。ただし、入札書の提出は郵送等（送達記録の残るものに限る。）によるものとし、受領期限は、令和９年２月25日（木）で。（なお、宛先は6⑴と同じとする。）
⑵　場所　ＮＡＡビル内
9　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　契約金額の10分の３以上納付。ただし、当社が確実と認める有価証券または金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　詳細は入札説明書による。
10　Summary
⑴　The Person who is Responsible for Contract: Fujii Naoki, President & CEO, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION.
⑵　Classification of the services to be procured: 41
⑶　Subject matter of the contract: Construction work for the new construction of a management office at the Narita International Airport Chiba Port Petroleum Terminal.
⑷　Qualification for participating in the tendering procedure: Tenderers eligible for participating in the proposed tender are those who: ①shall not be in any way restricted from the execution of contracts, by national law, ②are registered with the NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION as a qualified competitive tenderer for FY2026／2027／2028, classified as “Construction work”. For further details, please refer to tender documents.
⑸　Time-limit for Tender: 25 February 2027
⑹　Please note that applicable language and currency on contract procedure are only Japanese and Yen.
⑺　Contact Point for the Notice: Management, Procurement Department, Finance Division, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION, NAA Building, NARITA INTERNATIONAl Airport, Narita-City, Chiba, 282―8601, Japan Tel: +81―476―34―5484

資　格

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第３項に規定する経営事項審査の審査基準が令和８年国土交通省告示第262号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、令和７・８年度を有効期間とする沖縄総合事務局の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

令和８年８月14日
内閣府沖縄総合事務局長　小八木大成

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　競争参加資格の再認定の申請ができる者
⑴　改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく令和７・８年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。
［注］
経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。同様に事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。）全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りでない。
⑵　令和７・８年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望するものであって建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。
2　再認定の受付時期及び場所
令和７・８年度を有効期間とする競争参加資格については、令和８年８月14日から令和８年12月21日までの間に、次の提出場所において、申請を受け付ける。
〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係（電話098―866―0031　内線2541）メールアドレス（okisou-sikaku-kouji.n3a@ogb.cao.go.jp）
3　再認定の申請の方法
⑴　申請書等の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
https://www.ogb.go.jp/soumu/soumu_tyouta/008749.html
⑵　申請書等の提出方法　申請者は、持参、郵送又は電子メールにより次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとする。
①　1⑴に該当する者
イ）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式５－１、５－２及び５－３）
ロ）申請者が、ニ）に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別（競争参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）に分割して申請するとき又はニ）に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式６－１及び様式６－２）
ハ）業態調書（その２）（様式７－２）
ニ）総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のもの）
ただし、再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、イ）（様式５－１）、ハ）及びニ）を提出するものとする。